

## 日弁連報酬等基準規程と弁護士報酬実態との比較

－ 日本弁護士連合会「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書」抜粋 －

本調査は2000年3月に実施されたもので、その中から、弁護士が弁護士報酬を日弁連報酬等基準規程と比較してどの程度の水準で請求しているかを地域別、経営形態別、弁護士の年代別に調査した部分を抜粋したものである。

なお、日弁連報酬等基準規程は、刑事事件の着手金・報酬金について、上限・下限を示して、その範囲内の額（以上）と規定しており、表中に「標準額」とあるのは、その中位値をイメージしている。

表1 刑事ケース：報酬の目安（地域別）

	上限寄り	標準額	下限寄り	下限以下	時間制
東 京	3.6	41.7	38.1	13.9	2.8
大阪・名古屋		37.9	52.3	9.1	0.8
高 裁 所 在 地		38.8	47.8	13.4	
高 裁 不 所 在 地	1.1	31.0	54.2	13.7	
全 国	1.6	36.6	47.8	12.9	1.1

（用語の説明）

高裁所在地：東京、大阪及び名古屋を除いた高裁の本庁がある地域の弁護士会をいう。

高裁不所在地：高裁の本庁がない地域の弁護士会をいう。

表2 刑事ケース：報酬の目安（経営形態別）

	上限寄り	標準額	下限寄り	下限以下	時間制
単 独	1.1	34.4	49.0	15.2	0.3
親 弁	1.4	45.8	38.9	12.5	1.4
経 費 共 同	4.8	37.6	44.8	11.2	1.6
収 入 共 同		38.0	50.0	8.0	4.0
勤 務	0.9	35.1	51.4	10.8	1.8

（用語の説明）

単独：所属の弁護士が1人である事務所をいう。

親弁：所属の弁護士は複数であるが、経営者としての弁護士は1人の事務所をいう。

経費共同：所属の弁護士及び経営者としての弁護士が複数であり、共同経営の在り方として、経費のみを共同化し共同で負担するが、収入は共同化せずに経営者弁護士が各自の単独の収入とする形態の事務所をいう。

収入共同：所属の弁護士及び経営者としての弁護士が複数であり、共同経営の在り方として、収入も経費も共同化している事務所をいう。

勤務：事務所の経営者ではない弁護士をいう。勤務弁護士の略である。

表3 刑事ケース：報酬の目安（年代別）

	上限寄り	標準額	下限寄り	下限以下	時間制
2 0 歳 代		28.6	64.3	7.1	
3 0 歳 代	0.9	35.1	48.2	12.3	3.5
4 0 歳 代	1.1	35.3	53.8	8.7	1.1
5 0 歳 代	2.3	35.5	48.8	12.9	0.5
6 0 歳 代	2.3	38.3	41.4	18.0	
7 0 歳 以 上	1.4	43.8	37.0	16.4	1.4

図 1 刑事ケース：報酬の目安（地域別）

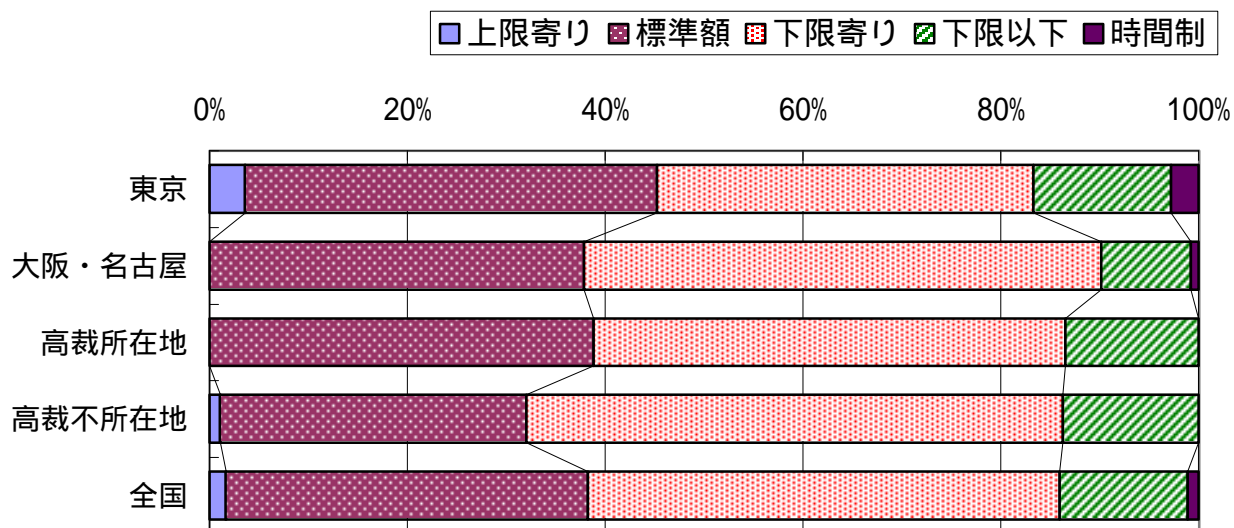


図 2 刑事ケース：報酬の目安（経営形態別）

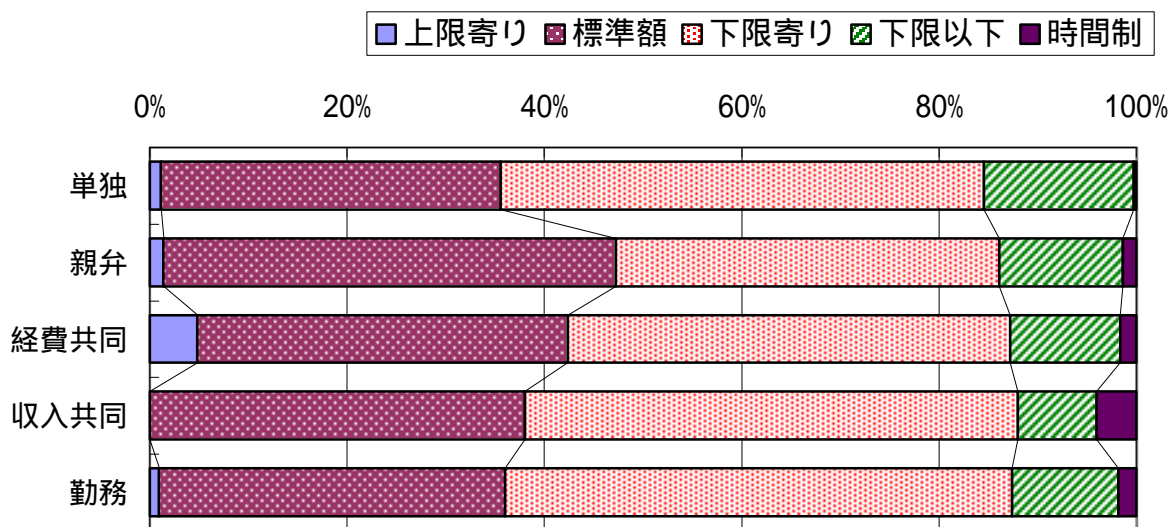


図 3 刑事ケース：報酬の目安（年代別）

